

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第3号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年11月5日 17時15分ごろ	
発生場所	鹿児島県枕崎市枕崎港沖 枕崎港東防波堤灯台から真方位125°5海里付近 （概位 北緯31°12.7′ 東経130°22.2′）	
事故等調査の経過	平成23年1月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第十六 ^{あき} 昭丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	KG2-2921（漁船登録番号）、有限会社橋野水産	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	主機のクランク軸が曲損、5番シリンダのピストン、シリンダライナが割損、連接棒が曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、枕崎港沖を航行中、平成22年11月5日17時15分ごろ、主機が突然停止した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5～1m	
その他の事項	<p>本船は、昭和58年5月5日に進水し、平成19年8月20日に中古購入されたのち、主機が年間約2,000時間使用されていた。</p> <p>主機のピストンは、オイルジェット方式で冷却される構造となっていた。</p> <p>船長は、発航前に主機の潤滑油量、冷却清水量及びVベルトの張り具合等の確認を行っていたが、本船を購入して以来、主機の開放整備を行っていなかった。</p> <p>船長は、主機潤滑油の全量（約100ℓ）交換を約2か月ごとに実施しており、平成22年10月20日ごろに同交換を実施したが、潤滑油ポンプ入口のこし器（以下「潤滑油こし器」という。）の開放点検を行っていなかった。</p> <p>主機は、こし器が閉塞していた。</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	あり
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、枕崎港沖を航行中、主機の潤滑油こし器が閉塞したことから、ピストンが過熱膨張したことにより主機が停止したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が枕崎港沖を航行中、主機の潤滑油こし器が閉塞したため、ピストンが過熱膨張して主機が停止したことにより発生したものと考えられる。	